

令和7年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和7年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和7年12月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和7年第4回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

本日は中讃テレビによるカメラ撮影を許可しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、大西豊君、14番、川原茂行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可します。

3番、鈴木崇容君、質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。並びに、放送をお聞きの住民の皆様、また、議会傍聴にお越しの皆様、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めたいと思います。

早いもので、今年もこの12月の最後の月となりました。クリスマス、そしてお正月と、あっという間に近づいてくるのかなと思います。

今回の一般質問は今年最後の一般質問となります。終わりよければ全てよしと、明快な御答弁をお願いいたします。

さて、先日、11月28日に政府は令和7年度補正予算案を閣議決定いたしました。その額18.3兆円、そのうち経済対策の柱は物価高対応に約9兆円、その中でも各自治体が自由に使える重点支援地方交付金、これを2兆円計上し、活用を促す特別枠などを設けたそうです。まんのう町も早く物価高騰対策支援として、少しでも住民の生活の安定供給

と、皆さんを助けていただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。今回の質問は一問やらさせていただきます。特定地域づくり事業協同組合制度の活用についてを質問いたします。よろしくお願いいたします。

総務省の推進する特定地域づくり事業協同組合は、人口減少が著しい地域において、地域経済の活性化と雇用創出を目的に、複数の事業者が共同で設立する事業組合のことで、簡単に言えば、2020年に総務省で創設された人口急減地域の事業者さんを助ける制度です。

人口急減地域の事業者さんは、年間を通じて正規職員を確保することが難しい。とはいえ、繁忙期になれば、人手不足で困る。そんなときに人材を助ける事業協同組合制度をつくりましょうという内容です。

近年よく言われているのがマルチワーク、複数の仕事を抱えてやるということです。それを分かった上でお聞きいただきたいと思います。

この組合は組合員である事業者からの依頼に基づき、組合員に雇用された職員を派遣し、季節ごとに異なる仕事に従事させることで、年間を通じた安定的な雇用を創出することを目的とします。今、問題となっている農業対策、高齢者支援、子育て支援など、様々な担い手や事業者などの地域課題に対し、雇用拡大につながる協同組合の活用が有効だと考えられます。

特定地域づくり事業協同組合は行政主導型の限界を補完し、住民主体の持続可能な解決策として大きな可能性を持っています。ですから、町が実質的な地方負担を出していただくところからが始まりだということでもあります。

まんのう町で例を挙げて考えてみたいと思います。

本町は2025年現在の人口、11月時点で1万6,859人です。1985年、今から約40年前は2万3,076人だったそうです。約40年間で30%近くも人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年にはまんのう町では人口が約7,000人減までに減少すると言われております。人口減少と地域経済の縮小が懸念されます。

特に本町においては基幹産業である農業従事者や高齢化が進行しており、担い手不足や耕作放棄地の増加、販売先の縮小が顕著となっております。本町でも、近年、協議事項などにも挙げられている琴南地区の島ヶ峰、そして、ひまわり推進事業や仲南振興公社などもどれもこの制度に関連事項に当たると思います。

また、地域の飲食業や食品加工業においても、後継者不足や販路開拓の問題を抱えており、困難を招いております。地域資源を生かした6次産業化推進というものが求められると思います。

さらに、人口減少に伴い反比例しているのが空き家の増加であり、地域景観の悪化や、ひいては防災、防犯上の課題も生じております。

このような状況の中、特定地域づくり事業協同組合制度は複数の事業者が連携して、農

業、飲食業、建設、土木、そういった食品加工業など、雇用創出や、さらに移住定住の推進につながると思われます。地域の持続可能な発展を図ることが特に期待されていきます。

このような状況を踏まえ、幾つか順次にお聞きしたいと思います。

まず1問目、地域課題解決に新たな手法としてまちづくり協同組合の設立を支援するお考えはあるのかお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の質問にお答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は人口急減地域等での人材の共同雇用・通年雇用を組合が担い、複数事業者へ労働提供する仕組みであり、地域内の複数事業者が共同で組合を設立し、安定的な雇用関係の下で通年就業や多様な仕事の組合せを実現する仕組の方策と承知をいたしております。

対象といたしましては、人口規模や密度、事業所数等に照らし、人材確保に特に支援の必要な地区として知事が判断するものとなり、事業協同組合の申請は都道府県知事が認定するものとなります。

組合の設立には、発起人事業者4者以上、組合員となる事業者、事業制度を運用できる人材の確保が必要でございます。

財政的支援といたしましては、組合運営費に対して運営費の2分の1を市町村が助成し、市町村助成分に対して国費助成や特別交付税の措置があります。

町といたしましても、補助金を交付するためには補助金の交付要綱を制定するとともに、予算の確保も必要であり、香川県でも実施している団体もあるようですので、聞き取り等を行い、実施に向け検討していきたいと思っております。

まずはどのような事業者がどのような規模で事業を行いたいかを御相談いただきましたら、具体的な検討、協議ができようかと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。先ほどの御答弁の中に人材確保という言葉がありました。既に手を挙げてくださっている町内事業者の方は6社おられています。御答弁の中にもありました発起人事業者4者というのは恐らくクリアできると思っております。

また、具体的な協議と言いましたが、具体的な協議も恐らくできると思っております。人口減少対策と地域経済活性化の有効な手段として、執行部のさらなる御協力をぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

設立手続の相談窓口として、担当課、地域振興課に設置予定はあるのかお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの2番目の質問、設立手続の相談窓口として、担当課、地域振興課に設置予定はあるのかの再質問にお答えいたします。

町としての相談窓口は地域振興課になりますが、実施事業の内容によっては、担当課と

の連携も必要となると考えております。

また、設置手続についての事務処理等は県の地域活力推進課となりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 これも分かりました。まずは、この制度、事業者が組合を設立していくと思われまふ。そのときには、担当課の地域振興課がまず相談窓口となつて、各連携のほどをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、3つ目の質問に入ります。

設立準備段階での専門家派遣や研修等の支援を役場として考えていただけるのかを質問いたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの3番目の質問、設立準備段階での専門家派遣や研修会等の支援を役場として考えていただけるのかの再質問にお答えいたします。

町独自で専門家の派遣や本事業の研修会を実施することは難しいと考えております。申請の窓口である県と相談し、総務省などが実施するもので活用できそうなものがあれば、周知に努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁の中の町独自での専門家派遣や本事業の研修会を実施するのは難しいと考えまふと言われまふが、なぜでしょうか。何かを調べた結果なのでしょうか、お聞かせください。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在、香川県でこの事業を実施されておる団体は1団体でございます。令和7年9月18日に設立して、今現在、団体を立ち上げたところで、組合員さんを募集しておるといふような段階でございます。県としてもまだ1団体の実施の状況でございますので、そういう部分も県と協議をしまして、県のほうでどういふ手当があるのかという部分も相談しながら検討を進めていきたいと思ひます。まず、町としては初めての事業の内容となりますので、ノウハウがございませんので、そういう部分を御理解いただいたらと思ひます。以上です。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 この事業なんですけども、先ほど課長が県と相談すると言われまふが、これ、香川県中小企業団体中央会というところに頼めば、研修会や専門家の派遣なども来てくれるはずでふ。それと、御答弁の中で、申請の窓口である県と相談と言われまふが、この相談というのが、本来、香川県中小企業団体中央会であればいいのかなと思ひます。

特定地域づくり事業協同組合の窓口はと言われたら、都道府県知事であると回答は書い

てはありますが、これはあくまでも知事が人口急減地域と認定するからであって、この事業そのものが県がお金を出してくれる事業ではないと思います。全て国費で賄っていく、そして、最後に我々の自治体、町がお金を出していくということですので、本来の相談というのは、やはりこの中央会のほうが、順次、事を進めてくれると思いますので、どうかその辺りで進めるお気持ちがあるのかをお聞きします。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

先ほども申しましたように、この事業自体初めての取組でございます。今もおっしゃられたように、総務省の示しております要綱につきましては事前準備という段階で、事業者、市町村、関係事業団体との相談、調整ということになっております。この関係事業団体が今も言われる中小企業団のほうの関係になるのかどうかという部分は、また県のほうとも協議しながら、どういう事業の進め方をしていくのがよろしいのかという部分を検証しながら行っていきたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 非常にちょっと残念な答弁のように聞こえました。

では、4つ目の質問に入ります。

関係する国、県の制度と連携体制をどう構築するのかをお聞きいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の「関係する国・県の制度との連携体制をどう構築するのか」の再質問にお答えいたします。

1番目の回答と重複するところがありますが、どのような事業者がどのような規模で事業を行いたいかを相談いただけましたら、具体的な検討、協議ができようかと存じます。本町としても初めてのケースとなりますので、まずは県の所管課へ相談するところから始めることになろうかと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁は分かりましたが、もう一度、再確認のためにお聞きしますが、この事業のスタートは町が8分の1の地方負担を出してくれると認識してよろしいのでしょうか、お聞きします。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

特定地域づくり協同組合の設立に関しましては、財政支援を行う場合ということを書いております。必ずしもその事業内容が御相談の中で本町が実施するにふさわしいかどうかという部分も御相談の中で検証させていただいて、その内容が妥当であるというような判断をした場合は、町が補助をすると決めれば、国の補助金が受けられるというような制度になっておると理解しておりますので、御相談させていただきながら、町の全体的な地域づくりの推進と照らし合わせながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお

願います。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 この制度自体は、香川県中小企業団体中央会のほうに確認いたしましたら、まず市町村がオーケーを出していただかなければスタートができないと中央会さんのほうは言っておられます。ですから、御答弁の内容を聞いていますと、どちらにも取れるような答弁の内容に聞こえたので、今のような質問をさせていただきましたが、相談に事業者さんが来るとなれば、スタートを切っていると勘違いされてもいけないので、やっていただける方向性が強いというふうにとってよろしいんでしょうね、お聞きします。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

補助金の支出については、今もお話がありましたように、町のほうで事前に相談いただくということが一番最初の段階やと思います。その段階で町のほうとしてもこの組合をつくることに対して意義があるものであると、全町に対して影響がないというようなことを判断されれば、この補助制度を活用していきましょうという話になると思います。特定の事業者だけを、ある程度、擁護するような事業になってはいけませんので、そういう部分も加味しながら判断させていただいてという事業の実施の進め方になろうと思いますので、よろしく願います。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 そうでしたら、課長、最初からそういうふうに出ていただかなければ、この今の御答弁の内容では、相談に来られたらということは、出してくれると思ってしまいますよね。事業者が設立するので、この中央会さんのほうは、まず町のほうが出すというお気持ちである上でしっかりお話を持ってきてくださいというふうに言われましたので、その点をよく御理解のほどよろしく願います。

では、5問目の質問に入ります。

設立費用や初期運営費への補助制度創設のお考えはあるのかお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの「設立費用や初期運営費への補助制度創設のお考えはあるか」の再質問にお答えいたします。

組合組織設立費用につきましては、県内でも組合組織を立ち上げ、活動している団体等もありますので、設立費用について団体等へ相談したり、県の担当課とも相談して、検証していきたいと考えております。

また、特定地域づくり事業協同組合制度は運営費に対して国の助成制度がありますので、町としても実施可能な補助制度創設を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 はい、分かりました。御答弁理解はできました。

しかしながら、11月の奈良県川上村への視察でも確認されたように、他の自治体では既に複数の成功事例が報告されております。また、北は北海道から南は沖縄まで、この事業134もの事例が確認されております。自治体のほうでやっております。

本町として、この制度の活用についてもっと具体的な議論や推進策を講じていくのか、本町の未来、将来を考えた場合、早急に取り組むべき問題であると私は考えます。

町長、課長、お金を使って視察研修に行ったんです。しかもこの特定地域づくり事業協同組合の活用事例のあるモデルケースとなっている場所を選んで行ったのですから、もう少し視察研修の成果を出していただきたい、そのように思いますが、どうお考えかお伺いします。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

総務省のほうの資料によりますと、今、鈴木議員さんがおっしゃられたように、全国で134団体ございます。四国でもいろいろと団体さん活動されておるところもございます。市がしておるところもございますし、小さな町、また、村というところが非常に多いのかと思います。その市がしておるような取組の方法と、また、人口が5,000人を切るようなところの取組とは、またケースが、ちょっと私が調べた限りでは、取組の内容がちょっと違うのかなというふうに感じております。

町が前面に立ってこの事業に取り組んでいこうと、町の人口が非常に、一番冒頭にもおっしゃったように、激減しているというような町、村については、町がこれを一体となって考えないかんとすることで取り組んでおるような事例でございますし、市がしておるようなところは、先ほど来、私が話しておりますように、組合事業者、一般の民間事業者さんのほうが主体となって組織を立ち上げて活動しておるというような事例が多いようにも感じております。

こういう部分も、今も言われた、今回、建経の委員会で研修に行ったところも人口が非常に少ないところで、町の施設も含めての民間運営をされておるというようなことを理解しておりますので、先ほどもお話がありましたように、町の団体さん、各種団体さんとかも、この団体の組合員に含めて検討できるかどうかという部分もまた御相談いただきながら検討していきたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。視察場所というのが、先ほど言いましたように、少し規模が違くと、またやっている内容が少し違うとはいえ、やっぱりその事例、モデルケースというもので、そこがやっている、成功している、そういった研修を受けてきたわけです。ですから、まんのう町としても、この町に合うやり方というのがあります。まずは事業者さんに設立はしていただくようにします。ですから、本町としてでも相談に乗っていただき、そして、この事業が進んでいくことをよろしく願いを申し上げます。

では、6つ目の最後の質問を行います。

協同組合が行う事業への町からの委託や補助の可能性というものはあるのかをお聞きいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの「協同組合が行う事業への町からの委託や補助の可能性はあるのか」の再質問にお答えいたします。

実施される事業によると思いますので、その事業ごとに検討したいと考えますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。これは言わばランニングコスト的なことだと思います。特定地域づくり事業協同組合を設立していただければ、年間数十名規模の雇用創出、促進というものが期待されるのは間違いないと思います。また、この制度もいつまで国が支援していくのか不明であると思われるのであれば、やはり早急に立ち上げていただき、取り組んでいくべきなのではないのかなと考えます。

このような制度を活用して目標をつくり、実現に向けた行動計画を策定する考えと取組について、町はどのような成果と目標を想定しているのか非常に気になります。これはまた次の機会にお答えをいただきにまいります。

今回はこの辺りで一般質問を終わりたいと思います。

最後に、今年1年間、様々な質問に対して丁寧な対応と御答弁ありがとうございました。終わります。

○大西樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、川西米希子君、質問を許可します。

○川西米希子議員 川西でございます。いよいよ師走らしい冷え込みとなり、町にはイルミネーションもともり始め、年の瀬の気配が日増しに色濃くなってまいりました。議場にお越しの皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、ありがとうございます。今日、明日で8名が質問に立ちます。今日の質問者は5名です。私が2人目で、私の後には3名が質問に立ちます。お時間が許されます方はよろしく願いいたします。

本日は女性の命と健康を守る観点から、子宮頸がん検診の在り方など、住民の皆様にご大きく関係すること、また、少子化とも関係する課題について質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問を始めます。

日本では年間1万人以上が子宮頸がん罹患し、亡くなる人は年間約3,000人に上っております。

子宮頸がん検診について、子宮頸がんは検診によって命を救うことができる病気です。がん検診は国が定める健康増進法に基づく市町村の事業として、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施をされています。

現在、本町の子宮頸がん検診は子宮の細胞を採取して調べる細胞診検査が行われています。しかし、国はヒトパピローマウイルス（HPV）感染が子宮頸がんの主因であるという知見を踏まえ、令和6年2月に同指針を改正し、子宮頸がん検診において新たにHPV検査単独法を導入しました。

この検査は従来の細胞診に比べてより早期に異常を発見できる方法として注目されています。検診の間隔も5年に1回とし、令和6年4月から施行とされています。過剰な検診を抑制し、検査体制や受診者の負担を軽減する観点からも、5年間隔の導入は国際的にも進められている方式です。

しかし、この方式は実施体制を整えた市町村が導入できるものであり、全国全ての自治体が一斉に切り替えるわけではありません。HPV検査単独法を導入するには、自治体の実施体制、精度管理、制度管理、追跡管理等、国の定める要件を満たす必要があるとされています。このことは自治体ごとに検査機関の体制や受診者追跡、データ管理、陽性者へのフォローアップ等の仕組みが異なることとなります。したがって、5年間隔で安心と言えるかどうかはそれぞれの自治体にかかっています。

HPV検査で陰性と診断された場合、現時点ではハイリスク型のヒトパピローマウイルスに感染していないことを示しますが、将来的な感染や細胞変化の可能性を完全に否定するものではありません。そのため、検査間隔を5年間とした場合、もしその間に新たな感染や細胞の変化が起きると発見が遅れるリスクも指摘をされています。

現在、制度上は5年に1回の検査が可能とされていますが、本当にこれで従来以上に命を守ることができるのかという懸念の声もあります。専門家の間でも見解が大きく分かれており、拙速な導入は避けるべきとの指摘もなされています。

本町では現時点で5年間隔のHPV検査単独法は導入されておりませんが、今後、導入が検討される場合、住民の命と健康を守る観点から、慎重な判断を求めるものであります。

そこで、下記についてお尋ねいたします。

本町では、HPV検査単独法を導入する予定があるのか否かをお示しく下さい。また、その理由もお示しく下さい。御答弁お願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

まず、結論から申し上げますと、現在のところ、HPV検査単独法の導入は考えておりません。香川県の他の団体でも現在までに導入したところはなく、来年度の導入を予定しておるところもないと聞いております。

現在行っております細胞診単独法は子宮頸がんのガイドラインでは推奨度Aでありまして、HPV検査単独法も同じ推奨度Aでございます。細胞診単独法と比べて、HPV検査単独法は節目年齢ごとの5年に1回の検査で済むため、受診者の負担軽減、町の財政的負担の軽減、また、浸潤がん患者は1万人当たり二、三人減少すると言われております。デメリットとして擬陽性の増加、間隔が5年に1回となることによる受診率の低下、患者の

長期間の不安につながるというデメリットなどがございます。メリット、デメリットはございますが、現段階では体制の整備や、県、医師会、検査機関等関係者の理解や協力が得られておらず、検討は進んでいない状況でございます。

国が大号令をかけて始めたHPVワクチンの定期接種でさえ問題が発生し、約10年間もの間、積極的な勧奨を中断したようなこともありましたので、もう少しHPV検査単独法の有効性に関するデータが蓄積されてからでも遅くないのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。私がお聞きしたかったことの全てが詰まっているかのような御答弁ではございましたけれども、もう少し詳しく質問させていただきたいところもありますので、お聞きいたします。

本町の子宮頸がんワクチン接種率、子宮頸がん検診受診率、陽性率、精密検査等、がん発見率を過去3年間、年度別にお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチン接種率についてですが、接種対象者を分母、1回以上接種している人の累計を分子とした累積の接種率は令和4年度27.6%、令和5年度33.7%、令和6年度49.5%と、令和6年度末までに接種対象者の約半数が1回目の接種を完了しております。令和7年度はキャッチアップ接種の最終年度でもあり、11月中旬には3回目の接種が未完了の対象者に接種勧奨の通知をお送りしたところでございます。

子宮頸がん検診受診率ですが、令和4年度27.9%、令和5年度26.7%、令和6年度26.3%となっております。うち要精密検査率は令和4年度2.3%、令和5年度1.6%、令和6年度1.4%となっております。

なお、町の検診で陽性者及びがんが発見された方は、令和6年度以前3年間おいでませんでした。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。本町の子宮頸がんワクチン接種率や子宮頸がん検診受診率が、今、御答弁いただいたのは、少しコロナ禍の影響もあるかとは思いますが、県内でも高い水準にあることは承知しております。

しかし、厚生労働省ががん検診受診率の目標を50%以上としてきた時期もあります。世界保健機構WHOの2030年までの目標は、HPVワクチン接種率90%、子宮頸がん受診率70%、前がん病変及びがんの治療完了率は90%を目指すとされております。残念ながら、本町の場合もこれには及んでおりません。

本町における現状の子宮頸がんワクチン接種率、子宮頸がん検診受診率を前提とした場合、HPV検査単独法の導入が本町の女性の健康に与える影響を現時点でどのように評価

しておられるのかお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町のがん検診受診率は、現時点で他団体と比較可能な令和5年度データではありますが、健康増進法に定められた5つのがん検診において、全て香川県でトップとなっております。そのうち子宮頸がん検診受診率は全国15.8%、香川県18.4%のところ、まんのう町は26.7%と非常に高い受診率となっております。

まんのう町内には産科及び婦人科もなく、県内でも議論が進んでいない状況だと聞いておりまして、まんのう町でHPV検査単独法をすぐに導入するのは困難な状況でございます。先行自治体のデータの蓄積もまだ十分ではなく、メリット、デメリットの双方が想定されており、仮定で評価することは困難でございますが、仮に導入する場合には、検査方法を変更することで、受診率の低下や受診の機会の喪失になることなく、住民の皆さんが安心して受診できるよう、検診の運用体制を整えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。本町における子宮頸がんワクチン接種率や検診受診率は県内でも高い水準にはありますが、それでも特に検診受診率が現状のままHPV検査単独法を導入した場合、本当に命と健康が今以上に守られるのか不安を抱きます。

HPV単独検査は5年間隔を原則としていますので、御答弁の中でもおっしゃってくださっておりますけれども、検査間隔が長く、受診率が低いと、そもそも受けない人が増えることも危惧します。つまり制度が幾ら優れていても、受けない人には届かないため、死亡率は下がりません。この点が非常に重要であると考えます。

それでは、現状の受診率を踏まえ、検査間隔を5年間とした場合、受診対象者、住民の関心が低下し、受診率が下がるのではないかという懸念を町長さんもおっしゃいましたが、この点についてどのようにお考えになって、この点について受診率を上げようとする対策はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、溝淵浩一君。

○溝淵健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

町民の方の5年に一遍になったことによる不安であるとか、受診率の低下に対する町としての対応ということでございますが、現在、まんのう町におきましては、全てのがん検診におきまして、基本的に検査費用は無料で実施いたしております。子宮頸がんの検診におきましても、他市町さんはほぼほとんどのところで有料で実施されておりますところ、まんのう町におきましては無料でさせていただいておりますので、非常に高い受診率になっておるのかなと考えてございます。

受診間隔が5年になったことによります受診控えというか、今は2年に1回細胞診検査

ということで実施しておりますが、2年に1回、受診しなければいけないということで住民さんも覚えておられて、定期的に受けられるというところがあって、非常に高い受診率、無料というのもあるし、そういう期間が短いというのもあるので、覚えておられて、皆さん積極的に受診していただけるということで高い受診率になっておるんですが、これが5年になった場合に、皆さん期間が長くなって忘れてしまうのではないかとということも危惧されておりますし、間隔が長くなることによって、なかなか受診の機会が減って、がんの発見が遅れてしまうというふうなこともあろうかなと、不安に思われることもあるかなと思いますので、もし仮に5年になった場合に、通知の方法であるとか、勧奨の方法をいろいろ考えて、住民の方が不安にならないような方法で勧奨できればなというふうに考えております。

以上、再質問の御答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 将来的にHPV検査単独法を導入するには、それに耐え得る体制を整備する必要があります。そのためには現状の子宮頸がんワクチン接種率、子宮頸がん検診受診率をさらに高めることが必要だと思います。また、住民が検査への理解を深めることも必要だと思います。これらに関して具体的施策や実施スケジュールについて検討されているのかお伺いいたします。

現状は予定されていないと思いますけれども、近隣自治体が導入を開始した場合も考えておく必要もあるかとは思いますが質問したいと思いましたがけれども、今ほどの御答弁の中で、この検査、受診率に関してもしっかりと取組を進めているとおっしゃってくださいましたので、それは理解させていただきました。

HPV検査単独法の導入の有無にかかわらずとも、女性の命と健康を守るためには、まず何よりも子宮頸がんワクチン接種率と子宮頸がん検診受診率の向上が不可欠です。つきましては、これらの率をさらに高めるためにも、今、御答弁にもいただきましたように、取組を一層進めていただきますよう強くお願い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

本町でも医師会等からの御見解を把握しておられると思います。その御見解を本町としてはどのように受け止め、今後の方針にどう反映させるのかお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの「医師会等からの見解の受け止め方及び今後の方針への反映について」の御質問にお答えいたします。

県内にはまんのう町同様に産科、婦人科がなく、医療機関からの御意見を直接お伺いできない市町もございますので、香川県に広域的な関係機関との協議の場を設けていただくことの検討をお願いしている段階でございます。

また、香川県ではがん対策推進協議会の子宮頸がん部会において今後の方針について検討中とのごことでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。検討中であるということで理解いたしました。

それでは、現状の2年間隔の細胞診検査を維持した上で検査年齢を設定し、HPV検査と細胞診検査の併用検査を検討すべきではないかとの御意見もあるところです。このことは単独検査よりもがんの発見率が格段に高くなるとされていることによるものです。

現在、検診車バスの集団検診時に、これはまんのう町でございますけれども、30歳代の方に関しては、HPV検査も可能とされていることは承知しております。しかし、30歳代の方だけでよいのでしょうか。30、40歳、50歳など、年齢を区切って併用検査を行ってはどうかとのことです。この点についてお考えをお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町では、子宮頸がんが発症する頻度が高い年齢層である30歳代の希望者を対象に、集団検診会場のみではありますが、平成25年度からHPV検査と細胞診検査を併用して実施いたしております。細胞診検査で陰性、HPV検査で陽性となった場合には、次年度も同様に併用して検診が受診できるようにフォローしております。

なお、令和6年度は30歳代の細胞診検査受診者33名のうち、希望のあった32人に対しHPV検査を実施し、陽性者は3名おいでました。また、令和6年度以前3年間で検査の結果、がんが見つかった方はいらっしゃいませんでした。

併用で検診を実施しているのは、現在のところ、県内ではまんのう町と宇多津町の2町だけとなっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。すみません、ちょっと聞き漏らしたところがあるかもわかりませんが、年齢を40歳、50歳、この年齢の方に対しても併用検査を行うという、このことについてお尋ねしたいと思います。

○大西樹議長 健康増進課長、溝淵浩一君。

○溝淵健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

現在、まんのう町では30代の方のみではございますが、HPVの検診も行ってございますが、40歳代、50歳代の方にも範囲を広げてはどうかという御提案かなと思われませんが、当時、平成25年にこの検査を併用で検査を開始しました時点では、20代の方は比較的ウイルスに感染しても自然に排出する可能性が高いというところで、20歳代の方は外させていただいて、30歳代以上いうところではございますが、財政的な部分もございまして、特に発生の確率の高い30歳代の方というところで対象をちょっと絞らせていただいてスタートをさせていただいたというところがございます。

40歳代、50歳代の方につきましては、現在のところ、このまま30歳代の方を対象に検査を継続するという方向で、今のところ、範囲を拡大ということは考えてございませ

ん。

以上、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。ちょっと残念な御答弁をいただいたと思います。

30歳代が罹患率が非常に高いということではありますけれども、40代、50代、この人たちについても、私は専門家の意見をお聞きしますと、併用検査が必要なのではないかと強くおっしゃる先生もいらっしゃいます。様々なこのような30、40、50と間隔を切って併用検査を行うことが非常に重要なのだという先生の御意見もしっかりとお聞きしていただきたい。その上で決定していただきたいと思うものでありますので、30、40、50歳代の方についても、これが35であったり、45であったり、55であってもよいかとは思いますが、年齢を区切った併用検査、これについても、今後、検討いただくように強くこの場で要望するものでございます。

HPV検査単独法の導入につきましては、女性の命と健康を守るという極めて重要な目的を持つ一方で、検診体制の変更に伴う影響を慎重に見極める必要があると考えます。

また、自治体として検査方法の特性やメリット、デメリット、住民への周知体制、検査後のフォローアップ、また、HPVワクチン接種率、検診受診率など、総合的な観点から丁寧な検討を行うことが不可欠だと思います。

現在は全国的にも導入をしている自治体はまだごく少数で、今後、令和8年度、9年度導入の自治体もまだそう多くはありません。しかし、次期を検討中の自治体となると多くなってきています。

いずれにいたしましても、導入ありきではなく、救える命は救い切る、守れる命は守り切るとの、まんのう町に住む女性の命を最優先にお考えいただきたいと切に願うものであります。

より多くの意見が異なる専門家の御見解や、先進的に取り組んでいる自治体の事例、検証結果を参考に、子宮頸がん検診の在り方について、慎重かつ総合的に検討されることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分までといたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問を許可します。

○石崎保彦議員 おはようございます。この時期を迎えますと、皆様も同じ思いではないかと思いますが、いかがでしょうか。1年を締めくくる月があつという間に参ったような気がいたします。

先日発表されました年末恒例の流行語大賞、これは働いて働いて働いて働いて働いてまいます。5回言ったと思うんですが、この総理の言葉になりました。私自身、そんな1年を過ごしたのであろうかと問いかける機会をいただきました。

さて、本日3番目、午前中最後の一般質問となります。議場の皆様、告知放送をお聞きの皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。

今日は、町長の来期町政への取組について、これをお伺いしたいと思います。町長、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、まんのう町議会は来期から議員定数を2名削減し、14名で議会運営に当たることを決めました。まんのう町の現在と将来を見据え、住民福祉のさらなる充実と町政の健全な運営と発展のために、我々議員一人一人が住民に果たしていく責任は格段に大きくなり、その覚悟が必要となります。

そして、栗田町長も来年4月で任期を終えられます。5期20年、実に7,300日という長い年月を町民の皆様とともに過ごしてこられました。その歩みの大きさに心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

町長御自身におかれましても、住民とともに歩まれた重みを思いますときに、その感慨は計り知れないものがあると拝察いたします。

「上善は水の如し」、また、「和を以て貴しと為す」というお言葉を座右の銘に据えての町政運営は町民から信頼される大きな力であったと感じております。

私自身も初めての任期を振り返り、立候補に当たって住民の皆様とお約束したことにごまで忠実な言動であったのか、どこまで実現できたのか、次の4年間に何を託されるべきなのか、これを自問自答するこの頃であります。

そして、迎える2026年4月からの4年間は、町政にとっても住民にとっても極めて重要な節目の時期を迎えます。まんのう町がよき将来へ向かう分岐点になると切に感じております。

国政は日本国の在り方と将来を、県政は香川県民の将来をよりよい姿に導く責任を担っております。では、我々はどうなのでしょう。我々議員と執行部は住民の皆様が一番近い場所にあります。毎日と一緒に過ごす中で、肌感覚でまんのう町の現状を感じ取り、住民の皆様が今日を無事に過ごし、少しでも幸せな明日へ向かえるように働かねばなりません。そういった意味では、来期の任に当たる議員14名は、住民自治の地域政党まんのうの一員として力を合わせねばなりません。住民の皆様と思いや考えをぶつけ合い、住民、議会、行政の三者が切磋琢磨しながら、まんのう町の明日をつくらねばなりません。

我が町をまんのう丸という1隻の船に例えてみましょう。大海原の中で潮の速さと方向、

風の向きと強さを計算し、どの方向へ何度かじを切るのか、速度はどうか、目的地を目指し、到達するための航路をあらゆる情報を積み上げて決定し、海図に記さねばなりません。かじを取る執行部と進路を確認する議会、そして、乗船者としての住民が力を合わせて荒波を越えなければなりません。そのためには、我々乗組員と乗船客の信頼が欠かせません。まさに来期はそういった進路を決める重要な時期になると思います。

事業費の95%まで借入れができ、支払う元金利息の70%が特別交付税で補填される合併特例債という有利な財布がなくなったこれからの予算の計上と執行、駆け足で訪れる少子高齢化と住民人口の減少に適合したまんのう町の在り方、増える耕作放棄地や山林の維持と活用、これからのまんのう町の規模に合う過ごしやすい町的设计、そういった計画の策定と実践により、まんのう町に似合う静かなにぎわいをどうつくっていくのか。守っていくもの、再構築するもの、節約するもの、そして新しく取り組むもの、こういったたくさん課題を的確に判断し、住民の理解をいただきながら取り組む町政、来期は大きな方向性を示し、未来の姿を描くことが求められます。

前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

本日の私の一般質問は次の1点のみです。町長、来期4年間を町民、執行部、議会とともに歩まれるお気持ちでおられるのか。すなわち、次期まんのう町町長選挙に出馬される御意思をお持ちなのか否か。加えて、20年間の御在任の中で、特に町長の胸に深く刻まれている出来事、これをぜひ町民の皆様にお聞かせいただきたいと思います。僭越ながら、1期目の若輩がこのような質問を取り上げることを、先輩議員の皆様、町長、御容赦いただき、御答弁をお願いしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの質問にお答えいたします。

私はまんのう町の持続可能な行財政運営と合併から育んできた一体感を次の世代へ確かな形でつなぐ責任があると考えております。その上で、これまでの施策の総仕上げと合併特例債終了を見据えた財政構造転換、人口減少、地域交通、医療・介護の連携強化など、山積する課題に取り組むため、町民の皆様方や議員各位の御理解と御支援をいただけるのであれば、これまで培ってきた経験、知見、人脈を最大限に生かし、町民の皆様方の期待に応えられるように、引き続き、まんのう町政のかじ取りをさせていただきたいと考えております。

私の原点は住民起点、現場主義です。就任以来、一貫して旧3町の融和、統合を進め、PFI事業として取り組んだ満濃中学校・図書館・体育館の総合整備、公共交通の維持改善、産業・福祉・防災の底上げに努めてまいりました。これをさらに前進させる所存でございます。

在任約20年の中で特に胸に深く刻まれている出来事、合併を原点とする3つの節目を町の転機として強く記憶いたしております。

1点目に、合併の効果と一体性の定着でございます。平成18年3月20日の合併後、

合併特例措置により毎年一般会計歳入の約4割、約40億円の地方交付税の下支えを受けつつ、旧3町の一体化を図りました。融和・統合の評価や効果の総括は、その後の総合計画、インフラ整備、住民サービスの拡充につながる重要な羅針盤となりました。

2点目は、地域公共交通の再編と維持でございます。合併直後に公共交通体系の再設計に着手し、平成20年3月に地域公共交通協議会を設置、平成21年3月に地域公共交通総合連携計画を策定、「あいあいタクシー」を柱として、通院・買物・通学の足を守ってきました。少子高齢化、運転手不足、採算性などの現実の壁に直面しながらも、住民生活の移動権を守るため、不断の見直しを続けてきたことは、町行政の使命を問いつけた経験として強く残っております。

3点目は、コロナ禍への対応と財政運営の転換点です。4期目の途中から新型コロナウイルスが猛威を振るい、町民の生命・暮らし・事業継続を守るため、コロナ臨時交付金を活用したスピード感のある対策と情報発信、関係機関との連携を重ねました。

その一方で、町税減収の懸念、さらには合併特例債の終了（令和7年度）を見据え、事業選択と重点化、将来負担抑制と必要投資の両立という難しいかじ取りを迫られました。この経験は持続可能な行財政構造への転換を強く意識させた出来事として刻まれております。

あわせて、旧3町の地域特性を生かした拠点整備（満濃中学校・図書館・体育館の改築整備等）や、ろくさん会館、琴南未来館の整備、近隣自治体・県域を越えた連携の深化も町の将来像を具体化する重要なプロセスでした。

結びに、合併以来の20年、町民の皆様とともに歩み、数々の課題に向き合ってきました。最大の財産は「人」と「地域のつながり」でございます。まんのう町に生まれ育った私にとって、まんのう町は何物にも代え難いかけがえのない大切なふるさとでございます。次期も引き続き現場の声を政策に直結させ、「暮らしの安心」と「地域の誇り」を守り抜く覚悟で臨む所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 お聞きしてございまして、本当に長い間の、それも御苦勞の多い時期を過ごされたのをひしひしと感じました。町長、御答弁ありがとうございました。

まずもって、次期町長選挙への御出馬の決意、これを御披露いただきましてありがとうございます。厳粛に受け止めました。そして、引き続き、町政の先頭に立っていただけるとのこと、心よりうれしく、また、勇気をもらえました。感謝申し上げます。

行政は地域の最大のサービス産業である。これはよく町長からお聞きするお言葉でございます。私も常々そうあらねばならないと思っております。我々も頑張っております。そして、来期も栗田町長と一緒に汗をかき、我々の住むまんのう町の姿がいつも「元気まんまんまんのう町」であるように、住民の笑顔と笑い声が絶えないまちづくりに渾身の努力を傾けてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、町長、ただいま再出馬の御決意をいただきましたので、関連して再質問をさせて

ください。

第5期目の終了を目前にし、今、続投の決意を表明された第6期を迎えるに当たって、第1期から5期までの総括から生まれてくる来期への取り組むべき課題について、できれば優先順位をつけて、3項目ほど具体的に御披露いただきたいのですが、お願いできますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、これまでの5期、すなわち合併後の基盤づくりから財政構造の転換点を迎える現在までの総括を踏まえまして、来期、私が優先順位をつけて取り組むべき課題を3点、具体的に申し上げます。

結論から述べますと、優先順位1が行財政の自立化と投資の選択・集中、優先順位2が地域公共交通の再編・安定運行の実現、優先順位3が人への投資の再定義、中でも子育て・教育・健康・介護の面での地域包括ケア強化であります。

以下、順に背景・課題の射程・来期の実行策という構造で申し上げます。

優先順位の1つ目といたしましては、行財政の自立と投資の選択・集中、すなわち合併特例後を見据えた財政構造の転換をやり切ることでございます。

合併以来、私どもは有利な起債と交付税措置を最大限活用し、学校・図書館・体育館等の公共インフラ整備を進めてまいりました。令和7年度までにハード面における合併特例債で約87億円を調達し、その7割が後年度の交付税で措置されるスキームの下、地域の基盤を底上げできました。

一方で、合併特例の優遇は既に通常算定へ戻り、今後は過疎債・緊防債など、限られた有利債を精密に組み合わせ、基金の計画的活用と併せて中長期の償還管理を厳密に行う段階にあります。

この課題の射程といたしましては、合併特例後の自立型財政へ確実に移行するため、普通建設事業の平準化、基金・地方債・交付税の三位一体マネジメント、運営コストの最適化、そして、投資の選択・集中を徹底することが必須でございます。事業規模の適正化・再優先づけを将来負担と維持更新費を見通したライフサイクルの視点で行います。

来期の実行策の具体といたしましては、中長期財政計画の再策定、滞留事業の棚卸しと、財政指標と投資採算性、公共価値の二軸評価を基本とした優先度再評価、また、過疎債・緊防債の計画的活用、交付税措置の最大化、起債平準化などの有利債の戦略的活用、さらに、統廃合・長寿命化・更新の最適化を基軸とした維持更新コストの見える化と施設再編などに取り組んでまいります。

次に、優先順位2番目といたしましては、移動の基盤を守る仕組みを持続可能にする地域公共交通の再編・安定運行であります。背景といたしましては、合併直後から取り組んでまいりました地域公共交通は高齢化の進展、運転手不足、採算性の制約など、全国的な構造問題の正面にあります。本町でも通院・買物・通学の足を守り抜くための不断の見直

しを続けてきましたが、今後、需要と供給のミスマッチや財政負担の増大が顕在化する局面に入ります。

課題の射程といたしましては、「誰も取り残さない移動」の実現と、財源・担い手・ダイヤの三面最適を同時に満たすこと、固定ルートの見直し、デマンド交通・相乗り最適化、スクール・福祉輸送との連携など、制度と実装の両面での再設計が必要でございます。

最後に、優先順位の3つ目といたしましては、子供・教育・健康・介護を貫く地域包括ケアの強化などの人への投資の再定義でございます。背景といたしましては、人口減少・少子高齢化の進行は本町の暮らしと地域経済の基礎体力に直結します。これまで教育・子育て環境の整備、医療・介護の連携、防災力の底上げなどを進めてまいりましたが、来期は「人への投資」を横串で再設計し、定住・健康寿命・地域参加を同時に高める段階であると認識いたしております。

課題の射程といたしましては、就学前から義務教育、地域の学び直し、健康・介護・見守りまで、各施策を点ではなく面で接続すること、政策K P Iを「利用件数」から「成果」に転換し、限られた資源の投下効果を最大化できればと考えております。

来期の具体的実行策といたしましては、こども園・小中学校の滑らかな接続、放課後・部活動地域移行の受皿整備、奨学・Uターン支援をはじめ、健康・医療・介護の地域包括ケアであります。

また、空き家の利活用、人材マッチング、地域交通施策も肝要であり、成果志向K P Iの導入も必要であると考えております。

結びに、合併以来の基盤整備と財政の守りと攻めの両立、その積み重ねの上に、来期は「第二の創業」として自立型財政への転換、人流・交流を支える移動の再編、そして、人への投資の再定義、この3つを最優先でやり切ります。

町民の皆様の暮らしの安心と地域の誇りを守り抜くため、成果が見える運営へ現場主義で一步ずつ、しかし、確実に前へ進めてまいる所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 町長、ありがとうございました。非常に鮮やかな切り口と的確な3つの視点、それから、それに伴う非常にきめ細かな町の本当に全域を見渡した課題の御説明、本当に勇気と元気をいただきました。ありがとうございました。

今のお気持ちとお考えを拝聴して、我々も進むべき道筋、それから、その工程にいろいろあるもの、これを力を合わせて一緒にまんのう町の将来につなげるように頑張っていきたいと思っております。非常に勇気と元気をもらう一般質問になりました。ありがとうございました。

次回、3月の定例会が最終のこの議会の一般質問の場になりますが、それを踏まえまして、私の思い描くまんのう町づくり、この辺りも3月でまた町長のお考えに触れたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。今年も残り僅かなように思いますが、まだまだ28日間あります。今日からの一日一日の積み重ねが来年のすばらしいスタートを決めると思います。忙しさの中で新しい自分を見つけたり、反省や気づきや成長にも出会う毎日があると思います。どうぞ皆様、お体お大事になさって、爽やかな年の瀬と元気な来年を迎えてくださいませ。本日は御清聴ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 3人の同僚議員の質問が終わりまして、町長の来期、次期への決意表明がありました。非常に立派な内容で、見事に3本にまとめられたと思います。私が質問する順番が今回4番目になったんですけれども、最悪の4番目になったかなと。私が聞きたい内容を石崎さんが見事に引き出してくださいまして、立派な話の後の順番になったら、研究討議や何か言うても言うことを変えないかなんだり、かすむんですよ。だから私は1番目にしゃべって、やれやれ終わったという順番を期待しとんですけど、4番目初めて引いたんです。1番をよく引きよったから、申し訳ないです。

私はヒマワリの片づけして、これを使い込むのを12月にせないかんのですね。父親の7回忌を11月にやって、屋敷を植木屋さんにきれいにしてもろて、娘3軒と孫7人がうちに泊まれるように、私が部屋を移動して、隠居部屋の改造に、今、移っております。ライフサイクルです。父親の7回忌を終えて、跡取り長男としての役目を終えたかのような日々でございます。

そして、私の質問であります、1本目は文化財保存活用計画を地域振興として活性化と誇りを養い、人々を結びつけるために、また、交流人口の拡充のために策定できるのか、文化資源活用、こうした路線を問うものであります。答弁を求めます。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。 (大西豊議員退席 午前11時12分)

○井上教育長 竹林議員の文化財保存活用地域計画を地域振興として活性化と誇りを養い、人々を結びつけるために、また、交流人口の拡充のために策定できるかとの御質問にお答えいたします。

平成31年4月1日に施行されました「改正文化財保護法」により、都道府県は「文化財保存活用大綱」を定めること、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるようになりました。

本町では、本計画の策定を令和7年4月より着手し、令和9年12月の文化審議会にて認定いただくことを目指して策定を進めております。

文化財保存活用地域計画とは、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的なアクションプランの両方を記載した、言わば文化財版の総合計画と言えます。本計画には文化財の保存のみならず、活用についても方向性を示すこととしておりますので、町内各地に所在する文化財の担い手の方々が誇りを再認識すると

もに、来訪される方々との交流機会の創出にも寄与するものになることを目指します。

以上、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私の一般質問は法制度理解、政府の政策をどう導入するのか、そして、現状を掌握する統計に基づいた答弁、これを求める趣旨であります。

町長、立派なお話しいただきましたけれども、数値的なエビデンス、根拠の話は質問者にも答弁者にもなかったですね。こういう法制度の権利義務、権限と責任の体系で論議すれば物事は進むんじゃないかなと思っているわけであります。

本町は驚くべきことに、満濃池が史跡指定を受けて、特別天然記念物のコウノトリが飛来して、綾子踊は国指定重要無形民俗文化財を受けていたのですが、ユネスコ無形文化遺産登録になりましたね。こういうことの理解をどう進めるかでありますね。

今、我々が農業構造改善や山村振興計画や農村地域総合整備計画でやってきたのは大型プロジェクトで地域社会をこうしようという、そういう作戦計画で公共事業をいっぱいやりました。なかなかうまくいかなかったんですけども、交流人口を獲得すると。人口を増やせんのやったらよそから来てもらわんかの路線は随分1980年代から格闘しましたね。でも私は総務省の派遣でその経営改善に走り回ってきたということがあるんです。

今回の過疎自立計画の中にそういう大型プロジェクトを期待するわけですけども、どこに重点を置くんかは、あの計画書はよくできてるんですけど、よく分からない。

ところが、一番前向きなのが文化資源保存活用地域計画です。これは経済循環を促すところある。地域振興に使えんか、文化財保護ではないのだと、こういう次元でありますね。

すると専門家に地域振興の専門家や経済施策の展開する人を入れたほうがいいんじゃないかと思います。文化財保護は保守ですから、厳格に規制があるだけですから、窮屈なだけ。指定を受けんほうがよかったという話もよく聞きます。

ところで、有形と無形の文化財の運用上の差異は何か。指定と登録文化財の運用上の差異は何か。指定文化財でなくて登録文化財という制度が改正文化財保護法にできてますね。この再質問の提出では1つ目と2つ目に書いてあること、この御答弁を求めます。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。 (大西豊議員入室 午前11時16分)

○井上教育長 それでは、竹林議員の再質問にお答えします。

まず、有形と無形の文化財の運用上の差異は何かという御質問でございますが、文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6つの類型に分類されています。有形文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などを指し、無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術など、人間の「わざ」そのものを指します。

また、民俗文化財についても有形と無形があり、有形民俗文化財とは、衣食住、生産、なりわい、信仰、年中行事などで、人々の生活の中で使われてきた「物」を指し、無形民俗文化財とは、人々が日常生活の中で生み出し、世代を超えて受け継いできた風俗慣習、

民俗芸能、民俗技術を指します。

次に、指定と登録文化財の運用上の差異は何かということですが、文化財保護法における有形文化財の例を示しますと、同法第27条第1項で、文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。また、同法第57条第1項で、文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるとなっております。ただし、国登録については、地方公共団体条例により、指定しているものを除くとなっております。

要するに、文化財調査等により町指定となることで保護措置の対象となり、さらに価値が高いと認められることで県指定、国指定と格上げされ、手厚い保護措置が講じられるようになります。その保護の枠から外れるものに対して、緩やかに保護措置を講ずるものが国登録となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は生涯学習振興条例つくって、生涯学習局へ訪問したときがあります。それ以来、文化庁や文科省へよく出入りするんですけども、文化庁では一般行政職はさらさらさらさら変わってしまいますけど、専門職、調査官がずっといるわけですね。民俗芸能の調査官は4人です。主任調査官がいて、そこと仲よくなって、こんなんでも田舎から来る人いませんから非常に重宝がられて、いろんな情報を教えてもらえました。

ユネスコ登録に書道、華道、そしてお神楽、これをどう順番つけるか。お神楽を出すのはちょっと整理するんが難しいや、保存団体の結成も難しいんやとおっしゃっておいででした。

ところが、文化審議会は2028年にお神楽をユネスコ登録に申請するとありますね。30年に温泉文化、綾子踊の登録、順番を、私、待って、よく打ち合わせしてたんです。情報も伝えてたんですが、文化財の修復技術が横やりが入ってきて、それに順番先越されたんです。そこは産業がありますから、綾子踊の勢力はお金を持ってませんから、無償の行為、ボランティアで継承してきたんですから、非常に弱体、政治力ないですが、技術者集団、建築集団はお金を持ってますから、それに乗っ取られた。

温泉文化じゃ、これ。日本中温泉いっぱいありますし、経済振興は大きいですから、文化庁みたいな固いところが地域振興、産業振興、ユネスコのレッテルをもらおうとしておるといふ事態であります。我が町も温泉がありますね。いかように活用しますか。

ところで、次にお伺いしたいのは、民俗文化財とは何か、本町に伝承されているものに民俗文化財と該当するものはどんなものがあるんでしょうか。これを御答弁願います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、竹林議員の再質問、民俗文化財とは何か、本町に伝承されているものに何があるのかとの御質問にお答えいたします。

民俗文化財とは、衣食住、なりわい、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で、人々の生活の推移を示すものであるとされています。

本町に伝承されている民俗文化財のうち、指定されているものとしましては、国指定の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産に登録されました「綾子踊」、香川県指定の無形民俗文化財「大川念仏踊」、まんのう町指定の無形民俗文化財「三島神社湯立神楽」があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 湯立神楽が国指定になってないんですね。国指定にする行動を、町長、いっちゃんやりますか。そしたら後から追加でユネスコ無形文化遺産登録になるかね。神社ごとに、佐渡神楽は継承されてて、私も幾つか参りますが、これ、コロナで夜神楽やめてしまったところ、あるいは、昼間の神事と抱き合わせでちょっと短縮版というか、ダイジェスト版でやる傾向すらあって、私は伝統文化の継承だから、やっぱり伝統儀礼を固く継承してほしいという念がありますね。お神楽には体系があって、流れがありますから、必要なんじゃないかなと思ったりします。町指定にして、こうした民俗芸能をしていく路線を探求していただきたい。

続いて、私が制定した日本で最初の仲南町生涯学習振興条例には、綾子踊の活動助成金を年間20万円出してた。その例規的根拠を設けたいと思って、生涯学習振興条例を設けたということです。これはどういうことかと。先輩が後輩に教える、中老が若老に教える、若連中が子供たちに教えるという教育効果です。伝統儀礼を学習していただくという観点で入れたわけでありませう。

それを出したところ、当時の近石町長が、竹林、それは佐文だけはいかん。綾子踊だけはいかん。獅子舞があるが。獅子舞もせえとって立派なことをおっしゃってくれて、町の獅子舞を町指定文化財にしました。大してお金出しません。ちょろっと出して、指定書を出して、のぼりを作ってあげたらええと思ったんやけど、のぼりを作るところまでいかなんだです。

旧仲南町の生涯学習振興条例が獅子舞、綾子踊を認定文化財として、学術的価値、学習的価値の観点から、活動を助成していた制度をどのように現行の所管課、教育長は捉えているのか、御答弁願います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、竹林議員の再質問についてお答えいたします。

旧仲南町生涯学習振興条例が獅子舞を町認定文化財として、学術的価値の観点から活動助成していた制度ということですけど、旧仲南町生涯学習振興条例第5条では、仲南町は、無形文化財又は民俗文化財として公的な認定を受けている伝統的な技芸を保持する団体に

対して、保存伝承のための活動助成金を交付することができると規定されております。

本町では、地域ごとに獅子舞や太鼓台、神楽などの未指定の民俗文化財が数多く所在し、地域住民の皆様により保存継承されてきました。保存継承にはマンパワーはもちろんのこと、活動経費が必要となりますので、今年度より策定に着手しました文化財保存活用地域計画では、その点についても協議会において検討を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 活用計画の中で検討していただける、それで結構なんですけども、その答申の中には羅列しておけばいいですよ。町が指定するというのは、一遍にするんじゃなくて、文化庁も2年置きにとか、年に幾つかとありますから、1つずつ積み上げていくのも手順でしょうかね。町の文化財条例の運用手法として御提言申し上げます。

そして、過疎法が自立促進から持続可能な社会を目指す過疎持続法に変わったということでもあります。持続というのはどうやったら一番持続するかいうたら、金回りが続いたら持続するんですけど、こういうのが金回りが続くとは思えませんね。

それで、過疎法が伝統文化の継承を地域の持続的発展のためにソフト事業の基金調達の金出すぞと言うてくれとんです。過疎法の仕組みをどう使っていくのか、どう理解しているのか、答弁を求めます。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の再質問、過疎法が伝統文化の継承を地域の持続発展のために、ソフト事業のための基金を調達できる仕組みをどう使うのかとの御質問にお答えいたします。

過疎対策事業債につきましては、平成22年の過疎法改正により、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、新たにソフト事業への過疎債充当が可能となりました。

竹林議員が述べられましたとおり、伝統文化の保存継承のために本事業債を活用しております自治体もあり、文化財保存活用地域計画の策定の際には、課題解決のための財源の一つとして検討されると考えますが、現在、本町では交通施策や若者の定住促進施策などで本事業債を活用しておりますので、既存の事業との兼ね合いを考慮しつつ、他の事業債、補助金などを含め総合的に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 文化庁の調査官は、ユネスコ登録になっても文化庁は一銭も金出せないので言っていました。日本文化遺産登録になったら文化庁は金出せると。日本農業遺産登録になったら農水省が出せる。国指定とユネスコ登録は重複せぬ実際はいかんです。でも過疎地域のものはできるわけですね。

総務省が過疎法にソフト事業で基金積めるとか、伝統文化と盛り込んだんだけど、日

本中で使っているところはほとんどないんじゃないかと思います。文化庁の調査官に私は過疎法が総務省がお金用意しとんでとって教えてあげたんです。ですから、真っ先にうちが利用すれば、総務省は待ってましたと、法制度改革を真っ先に使ってくれたいうて、一生懸命応援して宣伝してくれますね。チャンスです、町長。後から追っかけてたって相手にされん。これを申し上げておきたい。

現在、同計画の策定のために、調査研究の対象にしている活動は何か。既にちょっと教育長さんの答弁ではありましたね。じゃあ、これと次の文化庁の政府概算要求で交付金、補助金、これを使えるものは何かないんか。まず補助金を調達して、残りを過疎債で、一般財源は5%ぐらい、2%ぐらいで足りるとというのが最近の政府施策の導入の形態です。文化庁施策で導入できそうなものは何か、これを御答弁願います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の再質問、同計画の策定のために、調査研究の対象にしている活動は何か。また、文化庁の政府概算要求の施策で導入できそうなものは何かとの御質問にお答えいたします。

文化財保存活用地域計画の策定に当たっては、指定・登録がなされていない、いわゆる未指定文化財の調査が必須であり、その調査を実施するに当たり、文化庁の補助金であります地域文化財総合活用推進事業を活用しております。

また、文化庁の概算要求の施策につきましては、今年度も活用しております文化財保存活用地域計画の作成等に対する補助である地域文化財総合活用推進事業、さらに、次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れ、将来、伝統文化の継承に携わるきっかけとなることを目指す伝統文化親子教室事業など、本町の文化財行政の推進に資するメニューがありますので、文化財保存活用地域計画の策定の際には、課題解決のための財源として有効活用することを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、満濃池、香川県が日本農業遺産登録申請失敗したな。小豆島の歌舞伎とか何やかや、香川県の農業を全部入れたら焦点ぼけ。傾斜地農業のインパクトに負けた。

私はため池と水利管理の水の統治ガバナンスだというテーマでやりたいですね。これ、一応作戦練りませんか。

それから、綾子踊を日本農業遺産にするのは、これはユネスコとできますよね、お金が出る。文化庁の予算にはあるんですよ。しかし、日本遺産のお金も使えるようにしたいですね。

教育長の下部隊が、今、論議してくださっているの、それで結構ですけど、文化財保護の専門家、文化だけの専門家でなくて、地域戦略、経済循環の。三和設計さんが、この間、仲南振興公社の報告されたけど、いかん。公共性、公益性、経済循環の効果を一つも書いとらん。温泉の収支だけ、見事に整理してくれて、今までぐちゃぐちゃ言うと思ったの

が立派に大きく前進して、サウンディング型市場調査これやって、準民間に移行するの方向性を高く評価し、御支持申し上げますけれども、やっぱり持続可能性とは経済循環のことを入れたらいきますね。

皆さん、教育や福祉や言いよるけど、私立学校は採算性に基づいてやりよんですね。東京は私立高校王国ですね。甲子園も香川県の野球界も私立王国天国になりよりますね。そうした観点を文化財保護に、文化財資源の活用に盛り込んでいただくことをお願いして、町長のベテラン首長としての手腕に御期待申し上げます。国、県へ働きかけましょう。

これで1本目を終わります。

○大西樹議長 一般質問の途中であります、ここで休憩を取りたいと思います。それでは、13時までよろしく願いいたします。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 1時00分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

6番、竹林昌秀君、続いて2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 今日、出がけにテレビ見よったら、病院の7割が赤字だということですね。国民健康保険と後期医療の保険料をどうやって下げたらええんかということ、私、現職時代から格闘しておるわけですけども、これは費用負担割合が法律で決まってるわけですから、給付費、治療に使う医療費を総額下げる以外に方法はないんですね。

保険組合ごとに窓口料金の割合とか保険料とかは割合は決められるんですけども、日本中ほぼ一律でしょうかね。後期医療を1割のを2割に上げようかという論議を国会でしてありますが、政党はみんな反対するでしょうから、役所は出してもなかなか通らんでしょうね、そんなに思うわけです。

(大西豊議員入室 午後1時01分)

2番目の質問です。

国民健康保険と後期高齢者医療の本町分の運用実績を問う。

1人当たり医療費、これがどう推移したのか、この変化を問い、県下でうち何番目なんやろうかな、これを問います。

私は介護保険の保険料が香川県で一番高いときの課長で、非常に、1年しか介護保険を私やったことないんですけど、私が決めたわけじゃないんですけど、それは重たい重荷でした。これでは十分に説明できんと思ったんですね。

玉木さんが所得税の取り分のことを言うてますが、私は社会保険料を圧縮するほうがずっと住民には恩恵があると思ってます。所得税なんてしれたもん。住民税は大したことないけど、国民健康保険代が所得税と国保税を足した以上に私は要りよります。その上に介護保険が要りよんですね。1人当たり医療費の経年変化と県下での位置を問います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まずはタブレットに掲載しております資料を参照してください。タブレットの教育民生常任委員会、福祉保険課、7年度、一般質問資料、件数・医療費を御覧ください。

これは、国保と後期の令和2年から令和6年までの5年間の年報からグラフと表を作成しております。国保と後期のいずれも1人当たりの数字としており、右側のグラフが費用額で左側のグラフが件数、青色の線がまんのう町、オレンジ色の線が香川県の数字となっております。

その中で、後期につきましては5年間の数字がそろっておりますが、国保の令和6年度の県の数字が現在修正中となっておりますので公表されておらず、入力できておりませんので、御了承ください。

まず、国保ですが、医療全体で見ますと、件数、医療費ともに大きな変化はなく、緩やかに推移しております。件数につきましては県平均より多くなっておりますが、医療費につきましては県平均とほぼ同額となっております。

項目別に見ますと、入院、通院、歯科とほぼ同額で、調剤と訪問看護は毎年度県平均より高い状況となっております。

次に、後期のほうですが、全体では件数、費用額ともに高い状況となっております。

項目別に見ますと、入院費は令和5年度分が突出していますが、平均すると県平均より低い状況で、通院、調剤は県平均より高く、歯科、訪問看護は県平均より低い状況となっておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保で注目すべきは調剤費ですね。あとは、入院費なんかは1人当たり費用が県平均に対して4.7%高ですかね。通院のは1.94%で、通院はどこも一緒やということですね。調剤費がうちは1人当たり費用15.6%高いんですね。私が課長やったときは34%ぐらいやって、課長を引くときに、3年国保をやったんですけど、そのときに22%ぐらいになっとったです。それから、佐喜さんが課長のとき、竹林さん、12%高ぐらいになっとるでいうて、調剤費がぐんと下がったんですね。テレビの横の段ボールの箱に白い袋を盛り上げとるがと。食堂の椅子にくくりつけとるがと。飲み残し、こんなのを思ったんです。

後期医療は国保以上に町と県平均との差は大きいですね。調剤費のとこだけ見ますと、19.91%高です。私は県平均より十数%高いのはしょうがないかなと思ったりするんですが、20、30%を超えとるというのは、犯罪的な何かが起きてるに違いないと、そんなふうに思ったわけです。

それで、こうやって福祉保険課長、介護保険を6月の一般質問でこういう出し方をしてくれて、国保、後期高齢のを出してくれましたね。うちの町の努力する目標、ここにありませんかなと。保険金を掛けよる人にあまねく恩恵が及ぶわけですから、医療保険というのは助け合いで、みんながお金を出しておいて、所得の多い人がやや高めに出しておいて、病気になった不幸な人を助けるという仕組みですね。でも助ける側だけに回りよる人はや

っぱりつらいものがあるんでしょうね。

もう一つ、忘れてはいかんののは、皆さん、市町村共済組合、町の執行部の人たちは市町村共済組合ですが、その保険組合から厚労省がごそっとお金を引き抜いて、国保と後期医療と介護保険にお金をぶち込みよるわけですから、その仕組みを知らんから、現役の人は怒りませんが、実を言うと、現役世代が組合員だけじゃないところを支えておるとい構造です。国会議員の方もこれ知らん人が多いです。私は実務家ですからそれは分かるんですけど。ここへ出てる金額も、厳密に言うと、もっと聞きたいところがあるんですが、ここでやるとまずいですね。

私に関心を持つるのは検査費用です。9月に尿検査して、10月に血液検査して、11月に超音波をやって、12月にMRIをやってとかできなくはない。念のためやりますかという。病院は医療設備がどんどんどんどん新しくなるから、うちはええ装置を入れました、精度の高いんを入れましたとやらないかんのです。設備投資すると、設備の稼働率ですから、病院の7割が赤字だと。どうしますかね。難しい。人道、生命倫理の問題がありますし、実を言うと、政府に突っかかってもしようがない。保険者としての運用している医療費の運営管理責任は町長にある。保険者です。国保、町長ですね。それから、後期高齢医療は県へ行つとるけれども、元来、町の権限が向こうへ行つとるわけです。責任者なんですね。そこを指導監督する権限が国保運営委員会が知恵袋です。国保運営委員会が立派な内容を審査して知恵を出してくれたら参謀本部です。

それから、包括支援センターが許認可権限と指導監督権限があります。これを適切に穏当に行使することです。この数値が検査費用の集計が出てないのがつらいです。

先ほどの健康増進課の資料を見ますと、がん検診のが載ってますが、うちは県平均より圧倒的に高いです、受診率が。早く見つけて、治療に入って、うちの町民は受診の申し込みしたり、地域社会が機能してるから、みんな誘い合って行くということがあるでしょうね。それはうまくいってるんですけども、中讃福祉保健事務所の人に言われた。竹林さん、何でもんのうの医療費が高いんかなと。それは特定健診の受診率が高いからやと。病院の検査数値で治療に入らないかんという数値のイエロー信号、赤信号よりも、特定健診の検査数値のほうが厳しいですから、みんな早めに引っかけてくれるんですね。病院へ行って、検査を重ねて、治療を始めたら、医療が高うなると、そういう構造であって、難しいです。

でも、運用責任は公務員の人たちは市町村共済組合が責任者です、支払いしてますから。国保と介護保険は町長が責任者なんです。町の会計規則では、審査の上、支払うと。

土木工事なんかは、座堀したのをメジャー当てて、針金巻いてあるか、物すごく点検しておりますが、医療は治療の跡が残るんですが、介護保険はリハビリしました、風呂に入れました、歩行浴しましたなんて残らんですね。この指導監督、取締り権限を市町村に発動せえいうたって、いかがか、これ。

私は日本財政法学会で提言したのは、道州単位で社会保障の審査監督する会計検査委員

みたいなんつくらなんだら、専門家にやらせなできんわと。これは浜田知事さんはよく分かってくれて、医務国保課にドクターが、医者顧問の先生が2人おったのを3人にして、審査体制を強化してくれました。知事さんは数字が強かったですから、私と相性がよかったです。

そんなことをやって、私は長寿対策課や、今、健康政策課になりましたかね、医療政策課になりましたかね、そこの経理の指導をしとるところへ10月の終わりにも行って、うちのデータが合っとうかどうか、私が計算しとるのが合っとうかどうかちょっと教えてもらったり、事務方と話しよります。そんなことやってます。

この仕組みを、大体、再質問の1から7までやってくれました。医療費縮減の手だてを問う。実績をAI分析させてみてはどうかと。再質問の8のところへ飛びますが、お答え願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

これにつきましては、昨年の12月定例会と本年の6月定例会の竹林議員さんの一般質問にありましたように、国民健康保険事業としまして、現在、令和6年から令和11年度を計画期間として第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定しております。

この計画はレセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、PDCAサイクルで効果的・効率的に検証するものでございます。

検証に当たりましては、県下で同じ目的の事業を実施し、同じ指標で経年的評価を行うこととされ、評価指標や目標値が設定されております。それをもって期間中に目標値の達成状況を確認することとなっておりますので、竹林議員御指摘のまんのう町が独自でAIを活用した分析も一つの方法であるとは思われますが、今のところ、ほかにあまり例のないことであり、AIで導き出された検証結果をどこまで信用できるかという部分もありますので、現状では定期的に分析して、まずは目標値が達成できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 指導監督、取締り権限をうかうか発動しにくいんですが、実態を掌握することはやれると思う。

それから、よそがやってないからというのは、あとを追っかける、先やったってええんですよね。AIを使える職員はおると思います。

それから、これはAI向きです。権利義務の体系とデータの構造がはっきりしてますから、AIはぴったり間違えずに出すと思います。それ向きだと申し上げたい。

福祉保険課は介護保険やこれじわじわ出してくれとんですが、2年間、議会にこの数値を報告されなんだとんでもない時期がありましたね。見事に挽回してくれて、お礼申し上げますけれども、疾病別、治療内容別、それから介護メニュー別の実績トレースを

するんかどうか、これをやらなんたら対策は打てん。

温泉をやるときに重油代、温泉水の使用料、水道代と1つずつやらなんたら、絶対にコストダウンできませんから、介護保険や医療保険も同じです。これ、町長、答弁願います。介護保険料を軽い町にするにはこれが手だてです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まずはタブレットに掲載しております資料を参照してください。資料はタブレットの教育民生常任委員会、福祉保険課、7年度、一般質問資料の国保・後期順位表を御覧ください。

○竹林昌秀議員 見とるんで続けてください。

○栗田町長 資料は国保と後期それぞれに診療結果から見える健康課題と入院外、入院に係る医療費の保険者順位となっております。

右の表にはその順位表となっており、表の右側の枠外には令和3年から令和6年を平均した順位を記載しております。順位の見方ですが、上位のほうが高額で下位のほうが低額となっております。また、これはあくまで順位ですので、上位から下位までの間隔が大きい場合と小さい場合がありますことを御理解ください。

それでは、この表から見えるものといしまして、国保の健康課題ですが、肥満の方の割合が高く、メタボ予備軍の割合も年々増加傾向にあります。また、高血糖や脂質異常の割合も高く、本町の特徴として非肥満高血糖の割合が高い状況にあります。

また、医療費を入院、入院外別で見ますと、入院外の医療費は県内で上位ではありませんが、入院の医療費になると上位になる傾向があり、特に糖尿病、脂質異常、腎不全、精神、口腔内疾患において高い状況にあります。

後期高齢の医療費を見てみますと、国保で割合が低かった入院外医療費が後期医療では高くなっています。特に脳血管疾患の割合が高く、74歳以下である国保の年代での生活習慣病が重症化した結果と見ることができます。

これらの分析結果から、若い年代からの疾病予防の取組と、早期発見、早期治療が重要と考えます。以前より19歳から39歳を対象とした若年健診を含めた健診受診者に対して生活習慣病に関する検査値に異常がある場合は受診勧奨を行っています。また、生活習慣病予防のための健康教室も実施し、健康の維持増進と重症化予防の取組に力を入れているところでございます。

しかしながら、こうした取組は短期間で効果の表れるものではありませんので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私がやっていたときは筋、筋肉、骨とか整形外科系が多かったです。やっとデータ分析したの議会に出るようになりましたね。この調子でいきませんか。

これで2本目終わり、続いて3番目にまいりたい。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 本町は「元気まんまんまんのう町」と言えるだろうか。この達成度をどう評価しているのか。町長を責めるんじゃないです。人口減少社会で社会が縮んでるんで日本中ですね。現状をみんなで雑駁に理解して、みんなで手だて考えんかという意図です。御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

本町はこれまで総合計画や各分野の個別計画に基づき、「住民がいきいきと活躍し、地域が持続するまち」の実現を目指して、地域の皆様とともに取組を進めてまいりました。言わば「元気まんまんまんのう町」を目指す歩みであります。

まず、達成度の評価について、私どもは3つの層で点検を行っております。第一に、人口や産業、健康、財政といった客観指標による定量評価、第二に、住民参加の広がりや地域活動の質の変化といった定性評価、第三に、監査や決算審査など外部の視点による評価があり、これらを総合して施策の改善に結びつけております。

定量面では、人口動態や産業指標に加え、地域活動への参加度合い、健康づくりや介護予防の参加率、生涯学習や図書利用、そして財政健全性の指標などを継続的に確認しています。特に住民の社会参加の裾野を広げる取組は地域力の土台であることから、参加の見える化を進めることで取組の効果を確かめ、次の施策につなげております。

定性面では、住民の皆さんが地域の課題に主体的に関わり、地区ごとの特性を生かした活動が広がっていることを実感しています。行政と地域、そして関係団体が同じ方向を向き、これまで積み上げを重ねてきたことが町全体の元気さの底上げにつながっております。議会・行政の情報発信やICTの活用も進み、住民理解と参画の後押しになっていると受け止めております。

こうした現状を総合いたしますと、「元気まんまんまんのう町」の実現に向けた基盤整備と住民参加の広がりには着実に前進していると評価しております。特に協働の取組や開かれた町政運営に関しましては一定の成果が見られます。

まんのう町の「元気」は、行政だけで生み出せるものではなく、一人一人の思いと行動が重なり、地域の力となって花開くものであります。これまでの御協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、町と地域、そして議会がしっかりと連携し、「元気満々まんのう町」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存ですので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 手術は成功した。しかし、患者は亡くなったという言葉がありますね。うちの町は本当にいい町になって、施策メニューはみんな立派にやられたと思います。

地域社会を見ないかんで、経済センサスと農林センサスと土地家屋調査や労働力調査、

この分析で地域社会をウオッチせないかんですね。やった実績は折れ線グラフや棒グラフで報告されるようになってきました。その結果、地域社会がどうなったかのウオッチが要るんだろうと思います。

二晩前に、私、財政のグラフを7つつくった。そしたら、平成31年まではうちは基金がたまる一方、借金払いは減る一方やったけども、それ以後、ちょっと横ばい傾向ですね。それは積極的に公共インフラ投資をやったせいでもあり、それから合併特例債がなくなった、これが金がたまる一方から横ばいになってきた、借金払いの率が減る一方から。でも、今回は8.0で合併したときの半分以下ですね。健全至極です。

それはそうなんですけれども、そういうデータを使わんことが要ります。ほいじゃあ児童生徒は元気満々だろうか、青年はどうだろうか、納得する仕事に就いているのか、女性はどうか、若い方は、中高年は何の仕事をしているのか、高齢者の主軸活動は何か。仲南の老人クラブ連合会の運動会も減ってきましたね、相変わらず熱いけれども。

ちょっと再質問の1から4をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

本町の児童生徒は運動会や学習発表会の様子等を御覧いただいても分かりますように、心身ともに健やかで、日々の学校生活や学びに意欲的に取り組んでおります。

また、県が実施しておる学習状況調査では、多くの児童生徒が「学校は楽しいですか」、「将来の夢がありますか」との質問に前向きに回答しており、自己肯定感や目的意識がしっかりと育まれていることがうかがえます。

続いて、体力・運動能力の面では、コロナ禍を経て、一時的な低下が見られたものの、現在は回復傾向にあり、体力テストの各種項目で県内平均と同水準を維持しております。

また、中学校の部活動では、半数以上の部が県大会に出場するなど、すばらしい成績を上げており、中でも剣道部男子は今年も県の総体で優勝し、2年連続で全国大会に出場しました。

そのほか、豊かな心の育成として、自然を生かしたひまわり学習やかりん学習、ソバや緑米などの地域と連携した体験活動、国際交流やボランティア活動など、学校外での豊かな学びや様々な活動が積極的に実施されており、子供たちの社会性や地域の人とのつながりを育む貴重な機会となっております。

これらの成果は、日々、支えてくださっています保護者や地域の皆様の温かい御理解と御協力、そして、子供たち自身の努力の積み重ねによるものと考えております。

今後も学校・家庭・地域が連携しながら、子供たちが元気に、そして笑顔で成長していけるよう取り組んでまいります。

次に、本町の若者については、雇用環境の持ち直しや移住・定住、奨学金返還支援などの施策により、「元気」を取り戻しつつあると受け止めております。

一方で、賃金水準や働き方、学び直しの機会、地域内の職業選択の幅など、なお改善す

べき点があると認識しております。

まず、就労支援では、本庁舎においてハローワークの出張相談等により、相談から就職・定着まで切れ目のない支援を進めており、さらに奨学金返還支援や子育て・住宅支援の充実により、定住とキャリア形成の両立を後押ししています。

今後は町内企業の人材確保、育成力の強化の中から、若者が納得できる仕事に出会い、選び続けられる環境を整える施策の検討をまいります。

総じて若者の元気は回復基調にありますが、働きがいの向上と選択肢の拡大が次の課題です。行政、学校、企業が連携し、「ここで働き、ここで暮らしてよかった」と実感できる町を実現してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

本町における女性の活躍と世代別の活動状況について申し上げます。

結論として、女性、若者、中高年、それぞれにおいて地域活動や就労、学びの場が着実に広がりつつある一方、関わり続ける仕組みづくりと機会のさらなる拡充が今後の鍵であると認識しております。

まず、女性につきましては、子育て・介護・就労の三立支援を軸に相談体制や学び直し、地域での参画機会を広げております。子育て支援や健康づくり、生涯学習の講座、地域ボランティアへの参画を通じて、得意を生かす関わり方が増えております。

次に、若い世代であります。部活動や地域行事、インターンやボランティアなど、町内外での実践の場が広がっております。就労面では、相談支援や奨学金返還支援等を通じ、地元企業とのマッチングやキャリア形成を後押ししています。

中高年につきましては、地域運営や見守り、環境美化、伝統文化の継承など、地域の要として多面的な活動を担っていただいております。健康づくり、介護予防、生涯学習、就労、ボランティアの機会が広がり、社会参加と健康の好循環が生まれつつあります。

総じて女性、若者、中高年のそれぞれが学び、働き、地域に関わる「関わりしろ」は広がっております。これを持続可能な仕組みに高めるため、学びと就労、ボランティアの横断的な連携、そして企業・学校・地域との協働を一層強化し、「誰もが、今の自分に合った関わり方を選べるまち」を実現してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本町では、現在のところ、65歳以上の方を対象とした認知症予防セミナー、みらくるⅡ運動教室、健康とスポーツの交流事業、まんまんカフェ、いきいきふれあいサロン、生きがいデイサービスなどを行っております。これら事業の参加者数につきましては、コロナ禍以降の令和4年度は3,964人、令和5年度が5,107人、令和6年度は5,612人と年々増加傾向にあり、介護予防と健康づくりに寄与しているものと思われますので、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 県下の市町ランキングとかでは本町は地域活動の非常に盛んな町と、

人々のつながりの町だということでは自信を持っていいかと思います。

私が御期待申し上げるのは、食生活改善の人たちの若い方をどうやって入れるかですね。食生活改善で一番効果が出るのは医療費に出るんじゃないかなと予想します。

それから、認知症予防サポーター講習、この受講者の輪っかをつける人を増やす努力してもらえんかなということをお願いしておきます。

それでは続きまして、農林業は元気なんでしょうか。企業や商工業とサービス業の活動は順調か。地域活動やイベントはどう展開しているのか。仲南の運動会がなしになり、バレーボール大会がなしになり、太鼓のかきくらべがなしになり、まんのうフェスティバルがなしになった。地域の活力、担い手が弱って、どうなんかね。工業誘致だけ絶好調で、五百数十億円ですね。

ここのところ、再質問の5、6、お願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

本町の農林業の現状は担い手の減少や獣害など、全国的課題を抱えつつも、関係機関との連携強化、基盤整備、スマート化の取組を進め、着実に底力を高めているところであります。総じて「元気」を実感できる分野が広がりつつある一方、なお底上げが必要な課題も併存しているという認識でございます。

まず、支援体制では、農地の集積や経営相談について、県の専門員や普及センター、J A、農業委員会などと連携し、現場に寄り添った伴走支援を行っております。

次に、基盤と計画では、農業振興地域整備計画の見直しに着手し、優良農地の確保と有効利用を進めるとともに、地域計画の策定を通じて将来の担い手と作付の方向性を明確にしております。

獣害対策は捕獲と防護の双方で取組を継続し、効果検証に基づく資機材配置の最適化を図ります。

林業は森林整備と路網の効率化を進め、地域内の木材利用や防災、環境機能の向上を両立させてまいります。

農林業は地域の暮らしと景観、観光や防災を支える基幹産業であります。行政、関係機関、事業者、地域が力を合わせ、収益性と持続可能性を両立させながら、現場の声に即して必要な支援を機動的に講じ、「元気」を確かな実感へとつなげてまいります。

次に、6番目です。

現在、物価高騰対策等への家計・地域需要下支え策として、全世帯1万円の地域応援商品券配布を継続実施しているところでございます。内需喚起と事業者、住民支援の両立を行っております。

また、企業誘致の推進とし、優遇制度の見直し等を行い、現在、2社の制度利用、新しく1社の企業進出も進めております。

町内企業としても、先端設備導入計画等を申請される企業が年間数件あり、生産性の向

上や労働者の賃上げに資する設備取得を行っておる事業者もあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農業は認定農業者100件程度ですね。法人営農は閉塞して行き詰まっていますね。

続きまして、交流人口と関係人口の動向はいかようかと。地域産品と施設の集客収益事業はどのような展開をしているのか。この答弁を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの地域活動やイベントはどう展開しているのかとの質問にお答えします。

まず、観光振興の観点では、ひまわり振興協議会による活動、島ヶ峰の原風景を守る会による活動、小学校におけるひまわり学習やかりん学習などの地域活動を行っております。

また、春には「春らんまんフェスタ」、秋には「かりんまつり」を国営讃岐まんのう公園を舞台としたイベントも行っております。

琴南地区を中心としたエコツーリズムやことなみ未来館で実施される各種イベントも今後継続して展開していきます。

また、地域おこし協力隊や住民有志、企業によるイベント等も順調であり、住民有志や企業とは、今後、連携等を図っていければと考えております。

次に、まんのう町の主要施設の年間延べ入込客数はコロナ前の110万人程度を回復しております。特にまんのう町3大観光資源と位置づけされている満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園につきましては、コロナ前の水準まで入込客数は回復していますが、琴南地区、仲南地区の道の駅、温泉施設、キャンプ場については、現状、コロナ前の水準まで回復しておりません。

しかしながら、各種イベント等での集客、ヒマワリ栽培や、ソバ栽培については順調であり、今後も継続していければと考えております。

エコツーリズムや体験型のプログラムの実施による交流人口の獲得も行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 振興公社が運営してるのを準民営化するサウンディング型市場調査、これに御期待申し上げます。もう振興公社の役割は終えたんじゃないかな、そんなふうな思いがする。

これは、町長、企業誘致ですね。同じですね。その手法を使いましょう。

皆様、ありがとうございます。たくさん調べていただいて御苦労さまです。現状をつかみましよう。手を打とう。ありがとうございます。

○大西樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、12番、松下一美が一般質問をさせていただきます。

午前中の一般質問の中で、町長は現在5期目で、残すところあと数か月であります、住民、そしてまた、議会をはじめ、あらゆる方々の御理解をいただけるのであれば、来期も引き続き町政のかじ取りをさせていただきたいとの力強い決意でありましたが、私どもも御期待しておるところであります。

それでは、さて、11月18日には大分県佐賀関で発生した大火災により、180戸余りが焼失し、年の瀬を迎え、亡くなられた方や被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。年末を控え、お互いに火の取扱いには気をつけたいものです。

それでは、通告に基づきまして、遅れているインフラ整備について町長にお伺いいたします。

本町においては、合併特例債により満濃中学校をはじめ、各小学校の耐震化をはじめ、仲南こども園、そしてまた、南のこども園、そして、各公民館の改修、最近の四条公民館の増築と、箱物についてはほとんど整備され、各小学校の放課後児童クラブも完成をしております。まんのう町農村環境改善センターも解体撤去を終え、駐車場整備を残すのみであります。

反面、インフラ整備については遅れており、スピード感を持って整備が望まれているところであります。例えば県道長尾丸亀線の鯉岩付近においては、歩道の部分が、前にも一般質問しましたが、全くない状態で設置が待たれています。

また、今年の3月定例会におきましても、一般質問の中で国道438号の佐岡交差点付近の歩道の整備、町道においても、神野地区の泥田薬師線も延長約200メートル余りと思われませんが、プロパンガスの入替え、そしてまた、トイレのくみ取り等もあり、後輪の1本は外れるときもあるそうであり、危険な思いで通行されているようです。最近、圃場整備と一体で水路、道路が整備されるようであります。

また、長炭の大向地区の町道大向高屋原線の老健施設から北へ約160メートル余りありますが、幅員も約3メートル余りと、生活道路とはなっておりますが、町道並みの幹線道路でないかと思われします。まだ未舗装であり、7戸余りの方々がおります。早期の舗装が待たれるところであります。

もう少しスピード感を持って、住民の期待に応えてもらえればと思われしますが、町長の見解をお伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの町内の生活道や未舗装道路の整備についての御質問にお答えいたします。

ふだん、町民の皆様が利用されております道路には、国道、県道、町道、農道を含む法定外道路、私有道等、幾つかの種類のものでございます。国道、県道につきましては、そ

それぞれの道路管理者に対しまして、まんのう町といたしまして、道路改良や維持修繕の要望を毎年行っているところであります。

そして、質問の趣旨である生活道ということになりますと、町道以下の身近な道路ということになります。まんのう町が管理する町道につきましては、総延長が417キロメートルほどございます。町道の未改良区間につきましては、自治会等からの要望などを受け、順次、整備をいたしているところでございますが、今後も予算確保等に努めてまいりたいと考えております。

また、受益者管理となる農道を含む法定外道路等につきましては、国費・県費等の補助制度を活用した道路改良や舗装の検討、小規模なものにつきましては、町独自の補助制度などもございますので、個別案件につきましては、建設土地改良課や琴南支所、仲南支所の窓口にて御相談いただければ、受け付けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の答弁の中では、国道・県道については、国・県等において整備される。そしてまた、町道は町においてでありますけど、農道、生活道については、先ほど申しました大向のところにつきましても、地元の方々、また、以前、議会のほうでおられた方々も町道と認識をしておるがということでありまして、そこら辺については地元の方々、そしてまた、町も前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そこで、続きまして、県道長尾丸亀線の鯉岩北側においてでありますけど、前々から懸案になっておるところであります。そしてまた、新道と旧道との合流地点においては、数年前にムクの大木が伐採されたところあります。そしてまた、周辺の草刈り等も刈り取られておりまして、見通しはよくなっております。ただ、40メートル余りの区間ありますけど、歩道が全くなく、歩行者、自転車等は危険な思いをして通っておるところあります。

坂出の中讃土木事務所も何度も確認されておりますし、中央部分においては、深さが約5メートル余りでありまして、羽間地区の土器川よりの取水口であり、また、長尾地区からの取水も行っている難所でありましたが、工法的には歩道の設置が可能であるとの土木事務所の見解であります。

墓地のところでは、巡視の方も協力してくれるようでありますので、今後、町、そしてまた、県土木とも十分協議を行っていただき、早期の完成が望まれておりますが、町長の見解をお伺いします。

○大西樹議長 建設土地改良課長、川原涼二君。

○川原建設土地改良課長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

おっしゃられております県道長尾丸亀線、鯉岩付近におきましては、過去にも何度もおっしゃられたようなお話がございました。大出水ですかね、取水口がありまして、なかなか工法的にも難しいというところもあるようでございます。県のほうにも町のほうから要

望はしておりますし、県のほうも利害関係者の方々に折衝なり、毎回、要望、交渉されているようでございますが、実現に至っていないのが現状でございます。

また、旧県道、今、町道でございますが、裏を通っている道が歩道の代わりのような形で、今、使用されているかと思えます。たちまちにおいて危険であるという認識ではないようでございますが、できれば早期の事業完了ができますように、県のほうにこれからも要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま課長の答弁の中にもありましたけど、工法的にはなかなか難しいがと言われておりましたけど、最近、県土木において、今の工法で張り出しで十分歩道としてはいけるということでもありますので、最初のうちはやはりあそこを埋めるということは非常に難しいということでありましたが、最近は工法的に張り出しで持てるということでもありますので、そこら辺についても十分土木事務所、そしてまた、検討していただいて、できるだけ地元住民の皆さん方、また、通行される方々の安心して通れる安全な歩道を設置を要望して終えたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員